

令和7年度 阿賀野市

空き家解体支援事業

ご利用の手引き（募集要項）



阿賀野市イメージキャラクター
「ごずっちょ」

※補助金の交付には、以下の条件があります。

1. 空き家の解体工事完了後、跡地周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めること。
2. 申請者およびその3親等以内の親族が建替えを目的としないこと。

※始めに事前調査の申し込みが必要です。申し込み多数の場合は、抽選となります。事前調査の結果、補助対象空き家に決定したものに限り、交付申請書を提出していただきます。

※令和8年2月27日（金）までに解体が完了し、実績報告の提出が可能な工事を対象とします。

1 阿賀野市空き家解体支援事業補助金の概要

管理不全な状態にある空き家の解体工事に要する経費の一部を補助し、市民の生活環境の保全及び安全安心なまちづくりの推進を図ります。

2 補助対象者（次の全てに該当する方）

- ① 空き家の所有者（登記事項証明書に所有者として記載されている方）またはその相続人
- ② 市税を滞納していない方
- ③ 過去にこの補助金を受けていない方

3 補助対象となる空き家（ア、イの条件、両方を満たしたものの）

ア. 次のいずれかに該当するもの

- ① 特定空き家（市の認定を受けたもの）
- ② 不良住宅（「空家等状態判定基準」による不良度判定の結果、合計 100 点以上のもの）
- ③ 管理不全空き家（「空家等状態判定基準」による不良度判定の結果、合計 10 点以上のもの）

イ. 次の全てに該当するもの

- ① 過去 1 年以上居住していない空き家
- ② 自己またはその親族の居住のために建築された空き家
- ③ 公共事業による移転等の補償対象となっていないこと
- ④ 固定資産税を滞納していないこと



※申請者と納税義務者が異なる場合は、事前に納税義務者にご確認ください。

4 補助対象工事（次の全てに該当するもの）

- ① 敷地内にある空き家およびそれに付属する工作物（物置、門、塀、フェンス等）を全て解体・除却する工事
- ② 空き家に所有権以外の権利（抵当権、賃借権等）がある場合、その権利者から解体について同意を得ていること
- ③ 空家等の所有権が複数人の共有名義または相続財産である場合、共有者全員または相続人全員から解体について同意を得ていること

5 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる費用とします。ただし、家財道具等の処分費は除きます。

- ① 空き家の解体除却費
- ② 廃材等の保管、収集運搬、処分に関する経費
- ③ 周囲への安全を確保する上で、空き家の解体工事、廃材等の処分を併せて行うことが適当であると認められるものに係る経費

6 補助金の額

$$\text{補助金額} = \text{補助対象経費} \times 1/2$$

ただし、補助対象となる空き家の区分に応じて、上限があります。

補助対象となる空き家	補助上限額
①特定空き家	50万円
②不良住宅	50万円
③管理不全空き家	20万円

①②の場合、工事費 100 万円以上で補助上限額 50 万円になります。

③の場合、工事費 40 万円以上で補助上限額 20 万円になります。

※各用語は、11 用語の意義でご確認ください。

7 補助金の交付条件

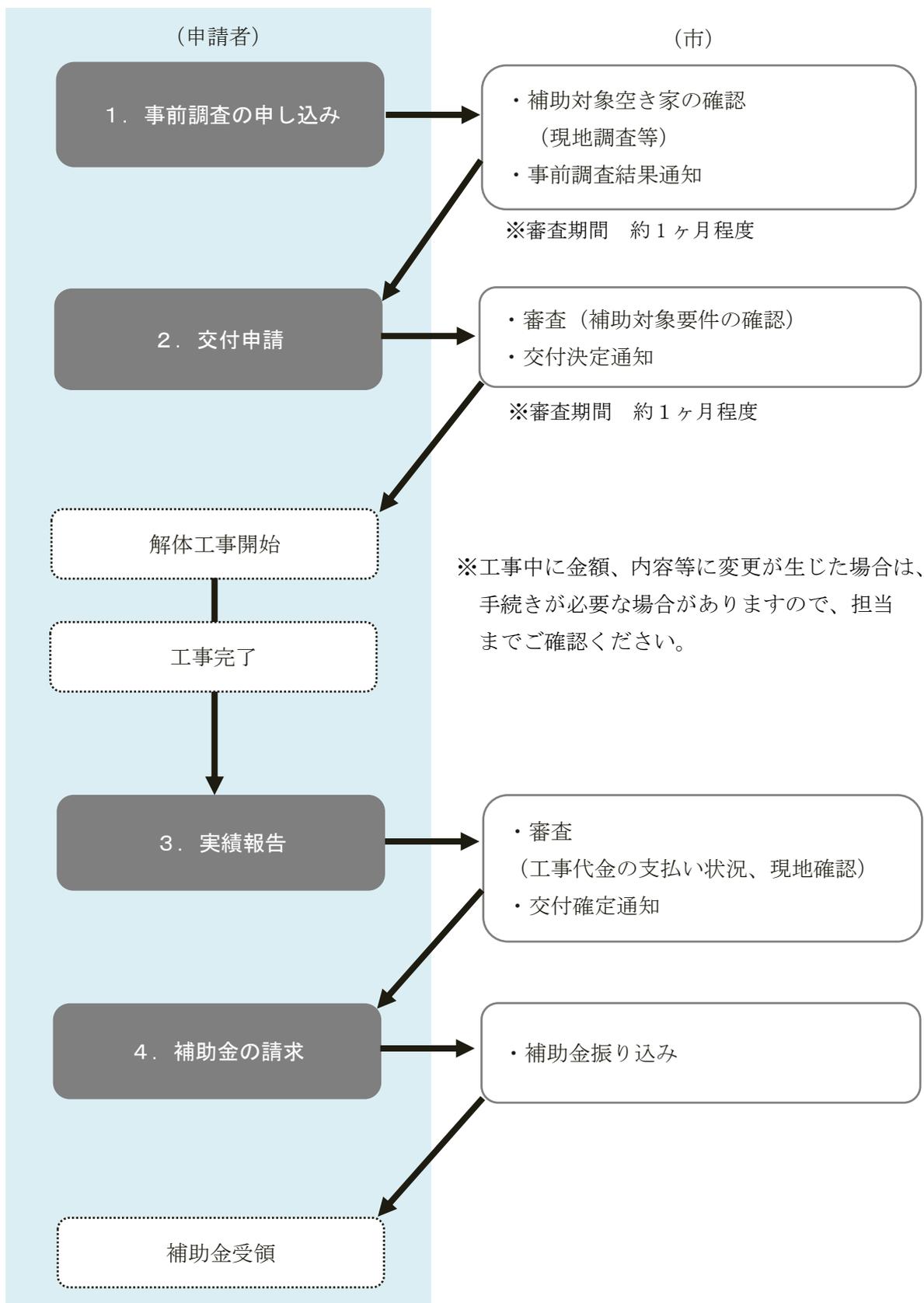
補助金の交付には条件があります。下記の条件を誓約いただける方は、次ページ以降の手続きにお進みください。

(交付条件)

1. 空き家の解体工事完了後、跡地周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めること。
2. 申請者およびその3親等以内の親族が建替えを目的としないこと。

8 手続きの流れ

補助金の交付を受けようとする方は、以下の手続きが必要です。



※申請者が行う手続きを示しています

9 手続き方法と必要書類

1. 事前調査の申し込み

補助金の交付を受けようとする方は、申し込み期間内に下記の必要書類を提出してください。補助対象となる空き家かどうか確認します。

事前調査の結果は、事前調査結果通知書（第2号様式）でお知らせします。

○申し込み期間 **令和7年5月7日（水）～6月6日（金）**（当日消印有効）

※申し込み多数の場合は、抽選になります。

※申し込み状況に余裕がある場合は、追加募集をする予定です。

その際の申し込み期間は、別途市ホームページでお知らせします。

○必要書類

事前調査申込書（第1号様式）

空き家の登記の全部事項証明書（建物）の写し

空き家の位置図

空き家の現況写真（全体がわかるもの）

空き家の敷地の区域がわかる書類

※現況写真等に区域がわかるように書き込んでいただいても構いません。

補助対象要件チェックシート

※補助対象要件に当てはまらない場合、交付決定となりませんので、事前にチェックシートでご確認ください。



○申し込み方法 建設課窓口へ提出または郵送で提出してください。

提出先	〒959-2092 新潟県阿賀野市岡山町 10 番 15 号 阿賀野市役所 産業建設部 建設課 都市計画建築係
-----	--

2. 交付申請

事前調査結果通知書を受領された方は、交付申請受付期間内に次の必要書類を提出してください。補助対象者に該当するかどうか、補助対象経費以外のものが含まれていないかどうか等を確認します。

審査の上、補助金の交付、不交付を決定し、交付決定通知書（第4号様式または第5号様式）でお知らせします。

補助金の交付決定前に解体工事に着手した場合は、補助金の交付対象外となりますのでご注意ください。

○交付申請受付期間 **事前調査結果通知後 ～ 令和7年11月28日（金）**

（当日消印有効）

○必要書類

- 交付申請書（第3号様式）
- 工事見積書（金額と内訳がわかるもの）
- 空き家所有者との相続関係がわかる書類（申請者が空き家の相続人である場合）
※相続関係がわかる書類の例：戸籍謄本、遺産分割協議書、相続放棄申述受理通知書等
- 同意報告書（空家等が複数人の共有名義または相続財産、所有権以外の権利を設定している方がいる場合）（別紙1）
- 誓約書（別紙2）
※自署または押印してください

○申し込み方法 建設課窓口または郵送で提出してください。

提出先	〒959-2092 新潟県阿賀野市岡山町 10 番 15 号 阿賀野市役所 産業建設部 建設課 都市計画建築係
-----	--

3. 実績報告

工事完了後は、速やかに下記の必要書類を提出してください。

現地確認および書類審査のうえ、補助金の額を確定します。補助金額の確定後、確定通知書（第9号様式）にてお知らせします。

○提出期限 **令和8年2月27日（金）**（当日消印有効）

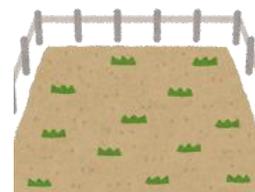
○必要書類

- 実績報告書（第8号様式）
- 工事代金の請求書
- 工事代金の支払いが確認できる書類
※工事代金の支払いが確認できる書類の例：領収書、振り込みの控えなど
- 写真（工事実施中、完了後）
- 廃材のリサイクル、処分等を適正に行った旨の報告書、またはmanifestoの写し

4. 補助金の請求

補助金額の確定後、補助金の交付請求が必要です。補助金の請求書（第10号様式）を提出してください。

なお、補助金は申請者名義の口座に振り込みますので、口座情報を正確にご記入ください。口座情報が誤っていると、補助金の振り込みに時間を要する場合があります。



5. その他

○工事内容の変更・中止があった場合

工事費が増減する場合、工事を中止する場合等は、変更等の手続きが必要なことがあります。事前にご相談の上、(内容変更・中止)届出書(第6号様式)に変更内容がわかる書類を添えて提出してください。

※変更内容がわかる書類の例：変更後の見積書など

○補助金の返還について

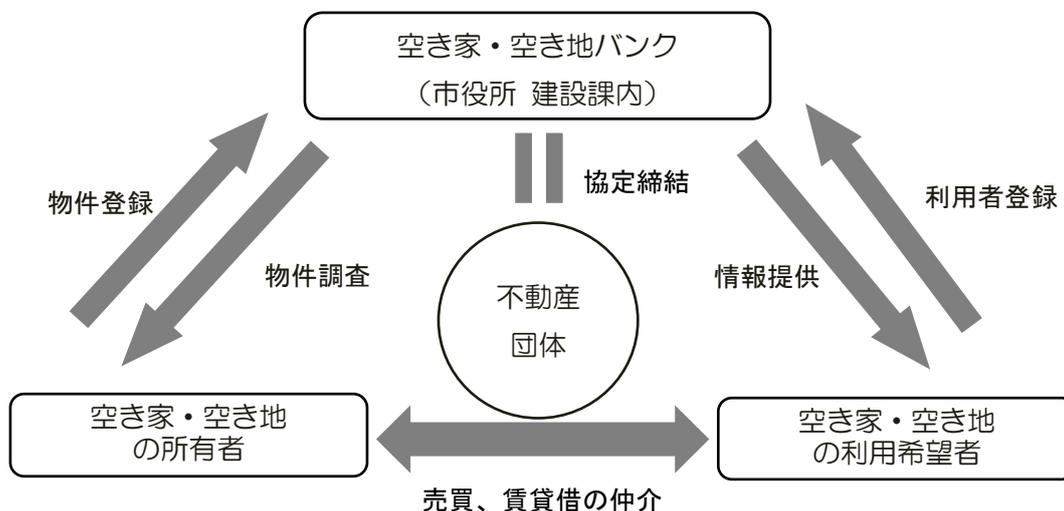
虚偽その他の不正により補助金の交付を受けたとき、または交付条件に反したときは、期間を定めて補助金の全部または一部の返還を命じることがあります。

10 用語の意義

用語	意義
空き家	市内に所在する住宅で、空き家になってから事前調査までに1年以上経過しているもの
特定空き家	特定空家等として市が認定した空き家
不良住宅	住宅地区改良法(昭和35年第84号)第2条第4項に規定する不良住宅で、別表の空家等状態判定基準で不良度の判定結果が合計100点以上のもの
管理不全空き家	別表の空家等状態判定基準で不良度の判定結果が合計10点以上のもの
所有者	阿賀野市内に空き家等を所有し、登記の全部事項証明書(建物)に所有者として記載されている方

1 1 空き家・空き地バンクについて

阿賀野市では、将来的に使う予定のない空き地（宅地）を売買物件として、市のホームページで紹介しています。阿賀野市空き家・空き地バンクは、空き地を売りたい所有者と土地の購入希望者との橋渡しをする制度です。（空き家の場合は、売買または賃貸物件として紹介します。）



物件登録を希望する方は、下記問い合わせ先にご連絡のうえ、登録申込書と添付書類を担当まで提出してください。詳細は、阿賀野市ホームページをご覧ください。



阿賀野市ホームページ

「空き家・空き地を売りたい、貸したい方へ」



1 2 問い合わせ先

空家等解体支援事業補助金および空き家・空き地バンクに関することなど、お気軽にご相談ください。

阿賀野市役所 産業建設部 建設課 都市計画建築係

〒959-2092 新潟県阿賀野市岡山町 10 番 15 号

T E L : 0250-61-2480 (建設課直通)

F A X : 0250-61-2037

E-mail : toshikeikaku@city.agano.niigata.jp



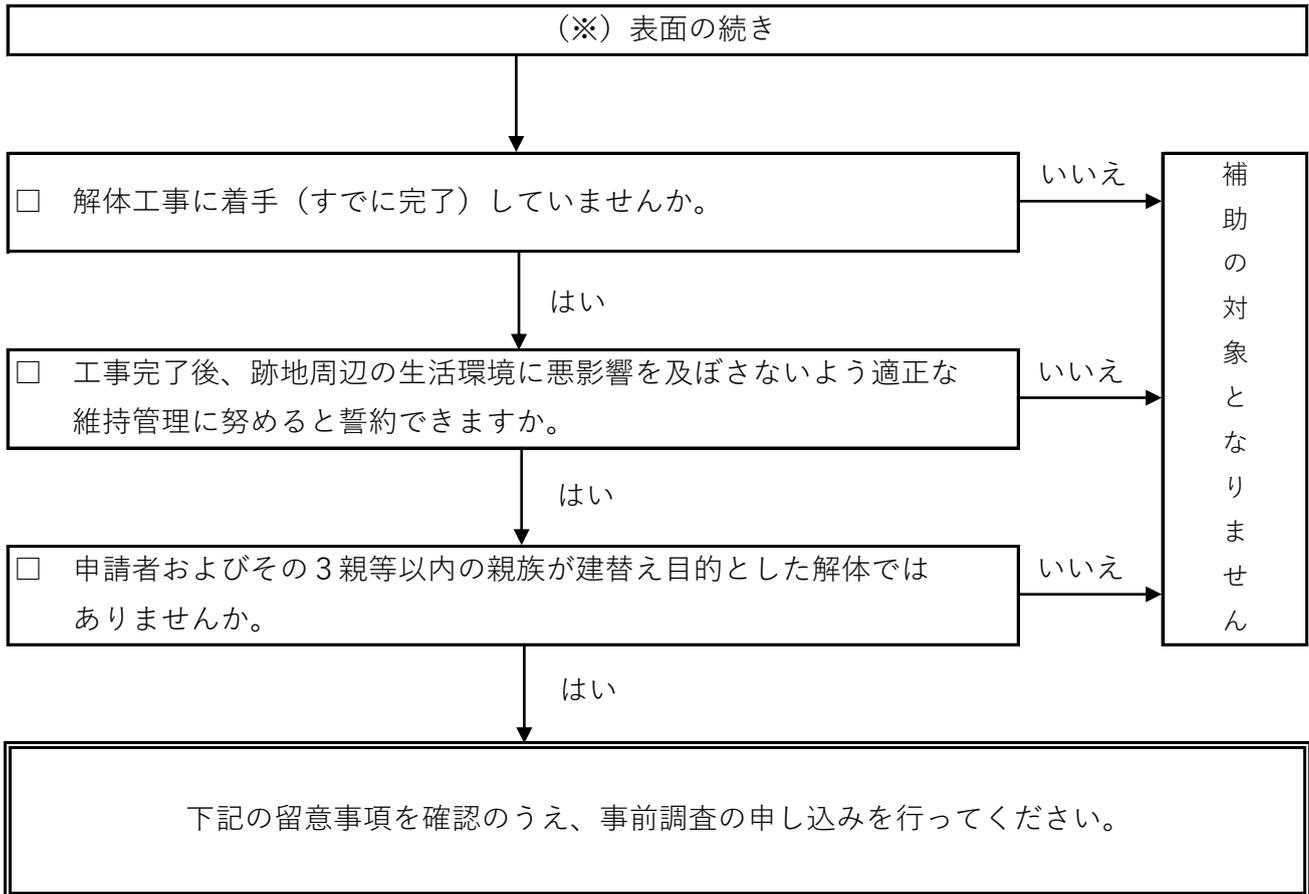
空家等状態判定基準【基準1】建物不良度 調査結果

あてはまるものに○を記入↓

評価区分	評価項目	評価内容 着眼点	チェック	
1	構造一般の程度	イ 構造耐力上主要な部分であるが玉石であるもの	10	
		例 柱下その他の要所のみ、石、コンクリートブロック等が置かれている		
		ロ 構造上主要な部分である基礎がないもの	20	
		例 柱を直接地面に掘って立てたもの、木杭を打ってその上に土台を廻したものの、土台を直に地面に置いたもの		
		イ 外壁の構造が粗悪なもの	25	
		例 パネル壁材張、モルタル塗り、下見板張、羽目板張など、通常使用されている外壁材料及び構造と比較して、著しく耐力、熱や光等の遮断効果が劣る材料又は構造		
2	③基礎、土台、柱又は梁	イ 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	
		例 柱が傾斜している、土台、柱又は梁が腐朽又は破損している（腐朽、破損の箇所が局部的なもの）		
		ロ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、梁が腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
		例 柱が著しく傾斜している、土台、柱又は梁の数ヶ所に腐朽又は破損がある、基礎に不同沈下が見られる（腐朽、破損の箇所が建物全体に及ぶもので局部的な小修理の段階を超えたもの）		
		ハ 基礎、土台、柱又は梁の腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
		例 柱の腐朽、破損又は変形が著しい、土台、柱又は梁の腐朽、破損又は変形が著しい、基礎の腐朽、破損又は変形が著しい（腐朽、破損が大規模で修理不能なもの、梁等の腐朽又は破損を伴う形で屋根の全部又は一部が崩落している）		
	④外壁	イ 外壁の仕上材料の剥離、腐朽又は破損により、下地が露出しているもの	15	
		例 剥離、腐朽又は破損の箇所が局部的で小修理を要するもの		
		ロ 外壁の仕上材料の剥離、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴が生じているもの	25	
		例 剥離、腐朽又は破損の箇所が建物全体に及ぶもので大修理を要するもの（壁体を貫通する穴がある場合は、剥離箇所や穴からの雨風等の侵入により、大修理をしないと再利用が困難であるもの）		
		⑤屋根	イ 屋根ぶき材料の一部に剥落又ははずれがあり、雨漏りのあるもの	15
			例 剥落、腐朽の程度が小修理で済むもの	
ロ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	25			
例 棟瓦やその他の瓦の大部分に剥離があったり、軒の一部が崩落しているなど大修理を要するもの				
ハ 屋根が著しく変形したもの	50			
例 屋根の不陸が著しいなど、屋根が著しく変形しており修理不可能なもの				
3	⑥外壁	イ 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	
		ロ 延焼のおそれのある外壁の外面数が3以上あるもの		
	⑦屋根	イ 屋根が可燃性素材でふかれているもの	10	
		例 茅やワラなどでふかれているもの		
4	⑧雨水	イ 雨樋がないもの	10	
		例 破損の甚だしいもの又は欠如しているもの等（当初から雨樋がない構造のものは除く）		
合計点数を記入→				

特記事項

アンテナの設置状況：



<留意事項>

- 1 事前調査申し込みおよび交付申請時に、改めて補助対象要件に当てはまるかどうか審査します。阿賀野市から交付決定が出た後に工事に着手してください。
- 2 空き家の解体後は、住宅用地の特例措置が適用されなくなり、翌年度から土地にかかる固定資産税が増額となる場合があります。

添付書類

- (1) 補助対象空き家にしようとする建築物に係る登記の全部事項証明書の写し
- (2) 補助対象空き家にしようとする建築物の位置図
- (3) 補助対象空き家にしようとする建築物の現況写真
- (4) 補助対象空き家にしようとする建築物の敷地の区域がわかる書類

年 月 日

阿賀野市長 様

申請者 住 所 〒 ー

ふりがな

氏 名

電話番号

阿賀野市空き家解体支援事業補助金交付申請書

阿賀野市空き家解体支援事業補助金の交付を受けたいので、阿賀野市空き家解体支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、補助対象要件確認のため、私の市税の納付状況について、市長が必要な調査を行うことに同意します。

補助対象空き家の所在地	阿賀野市	
補助対象空き家の所有者	氏名	
	住所	
所有者と申請者の関係	<input type="checkbox"/> 所有者本人 <input type="checkbox"/> 所有者の相続人	
工事に要する経費	全体工事費	円（税込）
	市の補助対象経費	円（税込）
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
施工業者	名称	
	所在地	
	電話番号	

添付書類

- (1) 工事見積書
- (2) 補助対象空き家の所有者との相続関係がわかる書類（申請者が補助対象空き家の相続人の場合）
- (3) 同意報告書（複数人の共有名義若しくは相続財産の場合又は所有権以外の権利を設定している者がいる場合）（別紙1）
- (4) 誓約書（別紙2）
- (5) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類等

阿賀野市長 様

申請者 住 所 〒 ー

氏 名

電 話 番 号

阿賀野市空き家解体支援事業（内容変更・中止）届出書

年 月 日付で決定通知のあった阿賀野市空き家解体支援事業について、

内容を変更

次のとおり

したので、阿賀野市空き家解体支援事業補助金交付要綱

中 止

第12条の規定により、下記のとおり届けます。

記

補助対象空家等の所在地	阿賀野市	
補助金額	変更前	円
	変更後	円
<input type="checkbox"/> 内容変更 <input type="checkbox"/> 中止	の理由	

添付書類 （1）変更内容を説明する書類

年 月 日

阿賀野市長 様

申請者 住 所 〒 ー

氏 名

電 話 番 号

阿賀野市空き家解体支援事業完了実績報告書

年 月 日付けで通知のあった阿賀野市空き家解体支援事業が完了したので、阿賀野市空き家解体支援事業補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり報告します。

補助対象空き家の所在地	阿賀野市	
工事期間	着手 年 月 日	完了 年 月 日
補助金交付決定額	円	

- 添付書類
- (1) 工事代金請求明細書及び支払いが確認できる書類
 - (2) 補助対象工事の実施中及び完了後の写真
 - (3) 廃材のリサイクル、処分等を適正に行った旨の報告書又はマニフェスト
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認める書類等

年 月 日

阿賀野市長 様

請求者 住 所 〒 ー

氏 名

電 話 番 号

阿賀野市空き家解体支援事業補助金交付請求書

阿賀野市空き家解体支援事業補助金として、阿賀野市空き家解体支援事業補助金交付要綱第17条の規定により、次の金額を請求します。

請求金額 _____ 円

口座振替依頼欄

銀行等	銀行・信金 労金・信組 農協・漁協				本店 本所 支店			預金種目		1 普通預金 2 当座預金				
	金融機関コード				店舗コード			口座番号						
フリガナ														
口座名義人														

※口座情報は正確にご記入ください。

別紙2（第3号様式関係）

阿賀野市長 様

誓約書

私は、阿賀野市空き家解体支援事業補助金の交付申請にあたり、次のことを誓約します。

- 1 補助対象工事完了後、跡地周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めます。
- 2 私及び3親等以内の親族は、補助対象工事完了後の跡地に建築物の建築を行いません。
- 3 申請敷地内にある建築物や工作物等の所有権等を有する権利者等から同意を得て、補助金の交付申請手続きを行います。権利者等からの意義又は紛争等が生じた場合は、私が責任を持って解決し、市に対して一切の損害を与えません。

年 月 日

住所

氏名